

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(総務省)

| | | | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|--------------------------|----------|--------|
| 項目名 | 過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長 | | | | |
| 税目 | 所得税、法人税 | | | | |
| 要望の内容 | <p>《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額： ・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 50%;">一百万円 (▲300百万円 の内数)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(一百万円)</td> </tr> </table> | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) | 一百万円 (▲300百万円 の内数) | (改正増減収額) | (一百万円) |
| 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) | 一百万円 (▲300百万円 の内数) | | | | |
| (改正増減収額) | (一百万円) | | | | |

| | | |
|---------------------|--------------------------|---|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> | <p>過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差のは正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> |
| | <p>(2) 施策の必要性</p> | <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> |
| 今回の要望（租税特別措置）に関する事項 | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】</p> <p>○第1条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差のは正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 (略) 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。</p> <p>○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において</p> |

| | | <p>生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。) 又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p> <p>【令和6年度概算要求における政策体系図】</p> <p>II. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|--|----|---------------------------------|--------------------------|----|--------|------|----|--------|------|----|--------|------|---------|--------|------|
| | 政策の達成目標 | <p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同上の期間中の達成目標 | 目標値：本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 政策目標の達成状況 | <p>○前回要望時の目標 (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする (2)本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p> <p>○達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R3・R4平均</td> <td>▲0.55%</td> <td>277人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠については別紙1のとおり。</p> | 年度 | 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | R2 | ▲0.68% | 281人 | R3 | ▲0.68% | 352人 | R4 | ▲0.45% | 202人 | R3・R4平均 | ▲0.55% | 277人 |
| 年度 | 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | ▲0.68% | 281人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3 | ▲0.68% | 352人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R4 | ▲0.45% | 202人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3・R4平均 | ▲0.55% | 277人 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p>《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間（令和3年度・令和4年度）平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。 上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|--|---|------|-------------|---------------|----|----|---------|--------|----|-----|---------|---------|----|-----|---------|---------|----|-----|-----------|---------|----|-----|-----------|---------|----|--------------------------|---|---|----|------|------|-----|----|------|------|-----|----|------|------|-----|----|------|------|-----|
| 今回の要望（租税特別措置）に関する事項 | <p>要望の措置の適用見込み</p> <p>有効性</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> | <p>【適用見込（件数・金額）、減収見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (千円)</th> <th>減収見込み (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>89</td> <td>365,167</td> <td>84,719</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>147</td> <td>603,141</td> <td>139,929</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>205</td> <td>841,115</td> <td>195,139</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>263</td> <td>1,079,089</td> <td>250,349</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>290</td> <td>1,189,870</td> <td>276,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠については別紙1のとおり。</p> <p>本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</th> <th>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)</th> <th>本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出方法：各年度について、令和4年度に過疎対策室において実施した調査の新規雇用者数等と同数としている。</p> | 年度 | 適用件数 | 適用額 (千円) | 減収見込み (千円) | R4 | 89 | 365,167 | 84,719 | R5 | 147 | 603,141 | 139,929 | R6 | 205 | 841,115 | 195,139 | R7 | 263 | 1,079,089 | 250,349 | R8 | 290 | 1,189,870 | 276,050 | 年度 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人) | 本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人) | 本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人) | R5 | 202人 | 102人 | 57人 | R6 | 202人 | 102人 | 57人 | R7 | 202人 | 102人 | 57人 | R8 | 202人 | 102人 | 57人 |
| 年度 | 適用件数 | 適用額 (千円) | 減収見込み (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R4 | 89 | 365,167 | 84,719 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R5 | 147 | 603,141 | 139,929 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R6 | 205 | 841,115 | 195,139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7 | 263 | 1,079,089 | 250,349 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R8 | 290 | 1,189,870 | 276,050 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人) | 本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人) | 本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R5 | 202人 | 102人 | 57人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R6 | 202人 | 102人 | 57人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7 | 202人 | 102人 | 57人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R8 | 202人 | 102人 | 57人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----------------------|---------------------|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | <ul style="list-style-type: none"> 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第24条） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 過疎地域持続的発展支援交付金（継続）（令和6年度概算要求額 8.3億円） |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p>過疎地域持続的発展支援交付金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。</p> <p>なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。</p> <p>※1件あたり減収額は約96万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p> <p>(令和3年度1件あたり減収額（割増償却分） $29,506\text{千円} \div 31\text{件} = 952\text{千円}$（千円未満四捨五入）)</p> |

租税特別 措置の 適用実績

| 【適用実績（件数・金額）、減収額】 | | | | |
|-------------------|----|-------------|--------------------------|----------------------|
| 償却方法 | 年度 | 適用件数 | 適用額（千円） | 減収額（千円） |
| 特別 償却 | R2 | 52 (74) | 1,292,148 (1,921,862) | 299,778 (445,872) |
| | R3 | 31 (0) | 901,187 (0) | 209,075 (0) |
| 割増 償却 | R3 | 31 (142) | 127,179 (791,803) | 29,506 (183,698) |
| | R4 | 89 (284) | 365,167 (1,393,856) | 84,719 (323,875) |

※算定根拠については別紙1のとおり。
 ※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等
 ※令和4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》

- ・单年度に新規に適用される件数等で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。

＜本特例措置の適用の偏りについて＞

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない（別紙1（4.本特例措置が多数の業種で活用されていることについて）参照）。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない（別紙2を参照）。

なお、上記報告書（令和5年第211回国会提出）によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%（特別償却）及び86.4%（割増償却）となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却31件ずつと、両制度ともに上位10社で適用件数の3分の1を占めており、比例して上位10社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数52件中、上位10社の適用額は63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。

令和4年度以降、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位10社の適用額の割合は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。

引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うこ

| | とで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|------|--------|------|----|--------|------|
| 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | <p>○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：31件（令和3年度） ○適用額：127,179千円（令和3年度）</p> <p>※改正前租特法に基づく特別償却 ①根拠条文：令和3年改正前の租特法第45条第1項の表中第1号、同法第68条の27第1項 ②適用件数：31件（単体：28件、連結3件） ③適用総額：901,187千円（単体：711,266千円、連結：189,921千円）</p> | | | | | | | | | |
| 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果があった。</p> <p>また、過疎室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。</p> <p>さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかつた、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。</p> | 年度 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | R2 | 281人 | R3 | 352人 | R4 | 202人 | |
| 年度 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | | | | | | | | | |
| R2 | 281人 | | | | | | | | | |
| R3 | 352人 | | | | | | | | | |
| R4 | 202人 | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | <p>①過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。 ②本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p> | | | | | | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標に達していない理由 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】 令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウィルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。</p> | 年度 | 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | R3 | ▲0.68% | 352人 | R4 | ▲0.45% | 202人 |
| 年度 | 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合 | 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人） | | | | | | | | |
| R3 | ▲0.68% | 352人 | | | | | | | | |
| R4 | ▲0.45% | 202人 | | | | | | | | |

| | | ・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数 | | | |
|--|--|-------------------------|----------------|---------------|----------|
| | | 年度 | 海外からの 転入(A) | 海外への 転出(B) | (A)-(B) |
| | | R2 | 15,340人 | 11,371人 | +3,969人 |
| | | R3 | 7,503人 | 10,046人 | ▲2,543人 |
| | | R4 | 33,336人 | 15,886人 | +17,450人 |

※算出根拠：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数（国外）」及び「住民票消除数-転出者数（国外）」より算出。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】
 令和4年度（202人）について前回要望時の目標（222人）を達成していないが、主な原因としては、20人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

これまでの要望経緯

昭和45年創設
 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加
 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。
 平成17年度：適用期限の2年延長
 平成19年度：適用期限の2年延長
 平成21年度：適用期限の1年延長
 平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長
 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。
 平成23年度：適用期限の2年延長
 平成25年度：適用期限の2年延長
 平成27年度：適用期限の2年延長
 平成29年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正
 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
 平成31年度：適用期限の2年延長
 令和3年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。